

韓国知的財産ニュース 2021 年 1 月前期

(No. 430)

発行年月日：2021 年 1 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令（案）
立法予告（産業通商資源部公告第 2021-29 号）

関係機関の動き

- 2-1 2021 年に新しく変わる知的財産制度
- 2-2 発明で韓国に貢献した主役を募集します！
- 2-3 特許審判院、証拠調査を強化して権利別の審判基準を細分化
- 2-4 特許庁、問題解決が必要な企業と国民のアイデアとの連携に成功
- 2-5 特許庁、2021 年「訪問型発明体験教室」の参加機関を募集

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 非典型商標（立体・音・色彩など）の商標審査基準を改正
- 4-2 ソフトウェア関連の商標出願する時に「用途」を記載しましょう

その他一般

- 5-1 インプラントもデジタル時代！
- 5-2 「危機をチャンスに」2020 年の特許・商標などにおける知的財産権の出願件数が史上最高を記録
- 5-3 OLED 素材分野の特許出願が年平均で 5%増加

法律、制度関連

1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令(案)立法予告 (産業通商資源部公告第2021-29号)

電子官報(2021.1.15.)

産業通商資源部公告第2021-29号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令を改正するに当たり、国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第41条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年1月15日

産業通商資源部長官

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令(案)立法予告

1. 改正理由

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が改正(2020年10月20日、法律第17529号)され、不正競争防止及び営業秘密保護のための基本計画及び実施計画のための実態調査を実施できる根拠に基づいて、実態調査における具体的な資料作成の範囲を大統領令に委任する一方、不正競争行為の是正勧告を受けた者がそれを履行しない場合、大統領令で定める方法に基づいて違反行為と是正勧告の事実を公表することができるようになり、それを大統領令に反映する。また、営業秘密における原本証明機関の指定基準に関する規制見直し期限を延長する等、現行制度の運営過程で現れた一部の不備点を改善・補完しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 不正競争行為等に関する実態調査の範囲等を新設(案第1条の3)

1) 実態調査に必要な資料の提出の要請を受けた機関が、それに応じないことができる特別な事由を大統領令に委任することにより、それを規定する必要がある。

- 公共機関と民間機関の間において、企業の経営情報などを外部に露出しないように契約が締結された場合等の資料提出義務の免除根拠を設ける。

2) 実態調査における具体的な資料作成の範囲が大統領令に委任されることにより、それを規定しようとするものである。

- 不正競争行為に関連する市場の現状、営業秘密を保有する者に対する営業秘密の現状と管理への努力、紛争の関連する情報及びその他必要な事項を調査できるように範

困を定めるためのものである。

ロ．行政調査の紛争調停の間における二重業務を解消するための調査中止手続きの確立（案第1条の4）

－ 紛争調整と行政調査が重複している事実を知った場合、行政調査中止の理由を追加し、実態調査範囲の規定を新設することによる、条文の順序を整備しようとするものである。

ハ．是正勧告の不履行による公表の手続き及び方法等の新設（案第2条の2）

－ 不正競争行為の是正勧告を履行しなかった場合、特許庁長等は官報、インターネットのウェブサイト等に違反行為、是正勧告の内容等を掲載できるようにするためのものである。

ニ．原本証明機関の規制見直し期間の拡大（案第5条の2）

－ 原本証明機関の指定基準が適合しているかどうかを検討する期間を2年から5年に拡大するためのものである。

3. 意見提出

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2021年2月25日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ．立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ．姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ．その他の参考事項

※送り先

特許庁産業財産政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1706 号（郵便番号：35208）

電話：(042) 481-5842、Fax：(042) 472-1360

電子メール：hwon88@korea.kr

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）の〈立法予告〉を参照するか、又は特許庁の産業財産保護政策課（電話：042-481-5842）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 2021年に新しく変わる知的財産制度

韓国特許庁 (2021. 1. 4.)

知的財産権保護の強化、中小・中堅企業への支援、国民の便宜向上に重点
懲罰的損害賠償、特許調査・分析費用の税額控除、モバイル出願など

韓国特許庁は、アイデア奪取に対する懲罰的損害賠償制度の施行、中小企業の特許調査・分析費用に対する税額控除、モバイル特許出願システムの導入など、「2021年に新しく変わる知的財産制度」を発表した。

2021年から変わる知的財産制度は、(1)知的財産権保護の強化、(2)中小・中堅企業支援を通じた新型コロナウイルス被害の最小化、(3)知的財産権取得に対する便宜向上に重点を置いている。制度の主要内容は以下の通りである。

1. ポストコロナ時代の重要な資産である知的財産に対する保護を強化する

故意的に他人のアイデアを奪取した者は、損害として認められた金額の最大3倍まで賠償しなければならない(2021年4月)。また、商標法・デザイン保護法・不正競争防止法における損害賠償額の算定方法を改善(*)し、権利者の生産能力を超えた販売量に対しても損害賠償を受けることができるようになる(2021年6月)。

※(権利者および侵害を受けた者の生産可能な数量×単位当たりの利益額) + (超過分×合理的実施料率)

不正競争行為に対する是正勧告に従わない場合、不正競争行為に違反した事実を官報などに公表することができるようになる(2021年4月)。また、産業財産権紛争調停と不正競争行為に対する行政調査が同時に行われれば、行政調査を中止して紛争調停の結果に基づいた再調査の実施可否が決定される(2021年4月)。

営業秘密の流出が懸念される中小企業は、民・刑事訴訟に必要な初期の流出証拠を確保するために、デジタルフォレンジックの支援を受けることができる(21年1月)。

2. 知的財産権分野において中小・中堅企業を支援し、新型コロナウイルスの被害を最小化する

中小企業が「産業財産権診断機関(※)」に支出した特許調査・分析費用を、R&D 税額控除の対象に含める（2021年1月分から適用）。

※一定水準以上の品質を出せる民間の特許調査・分析機関を「発明振興法」に基づいて「産業財産権診断機関」に指定

中小企業と共同研究をすると、手数料を減免する対象を全ての主体に拡大し、出願料・審査請求料だけでなく、設定登録料も50%減免する（2021年3月）。

素材・部品・設備分野における輸出企業の特許紛争対応支援を強化するために、紛争情報のモニタリングを拡大(※)し、紛争リスクの事前診断およびアドバイス、紛争対応戦略(※※)の確立を支援する（2021年1月）。

※(国) 米国→米国、日本、欧州、中国(情報) 侵害訴訟→侵害訴訟、無効審判、異議申立

※※(2020) 1年、6,000万ウォン→(2021) 最大3年、年間1億ウォン限度内など

グローバルIPスター企業(地方の有望な中小輸出企業)の海外出願審査対応と登録料の支援対象を特許から商標・デザインにまで拡大する（2021年1月）。

3. 知的財産権を容易に確保できるように、出願人の便宜を図る

スマートフォンを活用して特許・実用新案・デザイン権を出願(※)することができるようになる。また、モバイルで手数料の納付、通知書の受信など、大体の特許庁の行政業務ができるようになる（2020年12月）。

※モバイルの商標出願は2020年3月から施行中

新しいタイプの商標と動作・色彩商標など、既存の新しいタイプの商標の細部審査基準(※)が確立される（2021年1月）。また、立体・位置商標の図面に対する提出件数を緩和(※※)した（2021年2月）。

※(1)建物の内・外観(営業所)に商標を表現する方法を具体化、(2)位置商標の範囲を「特定の場所に使用されて識別力を取得した色彩」まで拡大、(3)新しいタイプの商標の機能性を判断する要素・具体的な判断の手続きを確立するなど

※※立体商標・位置商標図面の提出件数を2～5枚から1～5枚に緩和

一括審査（※）の申請対象が拡大され、その要件が緩和される。類似な製品で構成された製品群やデジタルサービス関連も一括審査の対象となり、スタートアップも一括審査を利用できるようにした（2020年12月）。一括審査を申請した出願が拒絶決定された場合は、それに対する不服審判を優先審判対象に追加して権利化有無を早期に判断で再検討できるようにした（2021年3月）。

※サービスを含む一つの製品群に関連する複数の特許などの出願に対して、出願人が希望する時期に合わせて一括的に審査する制度

また、論文や研究ノートなどをそのまま出願することができる臨時明細書制度の活用を促進するために、出願料を引き下げ（※）（2021年3月）、デザイン一部審査制度の対象になる物品類を食品・雑貨類・包装容器・宝石・装身具類などに拡大適用（2020年12月）するなど、出願人の便宜のための制度が導入される。

※PDF など、商用ソフトウェアで作成した臨時明細書で電子出願する場合、（特許）5万6,000ウォン→4万6,000ウォン、（実用新案）2万5,000ウォン→2万ウォン

それ以外にシニア退職者を対象にした特許基盤技術創業の支援（2021年1月）、特許審判事件における映像口頭審理および技術説明会の拡大（2021年1月）などの制度が新たに施行される。

特許庁の代弁者は「ポストコロナ時代を迎え、急変する韓国国内外の環境に先制的に対応し、知的財産がデジタルニューディールをけん引する役割を果たせるように力を注いでいる」と2021年に新たに変わる知的財産制度の意味について説明した。

一方、特許庁は、新しく変わる知的財産制度の詳細について、特許庁ユーチューブやSNSなどで配信し、国民と疎通する予定である。

2-2 発明で韓国に貢献した主役を募集します！

韓国特許庁 (2021.1.4.)

第 56 回発明の日の記念式、発明有功者の褒賞および今年の発明王の受付を開始

韓国特許庁は、第 56 回発明の日 (2021 年 5 月 19 日) を迎え、「発明有功者の褒賞」および「今年の発明王」の候補に対する申し込み (推薦) を受け付けると発表した。

※「発明有功者の褒賞」の申し込み期間：2021 年 1 月 4 日 (月曜) ～2 月 4 日 (木曜)

「今年の発明王」の申し込み期間：2021 年 1 月 4 日 (月曜) ～2 月 10 日 (水曜)

「発明の日」は、世界初の測雨器を公開した 1441 年 5 月 19 日を記念して法定記念日に指定され、発明で国家産業発展に寄与した発明有功者 (団体) を発掘・褒賞する意味深い日である。

発明有功者の褒賞に申し込める対象は発明者、発明有功者、発明奨励有功者、発明指導有功者、発明奨励有功団体であり、知的財産の創出と発明振興に貢献した個人や団体は、誰でも申し込むことができる。

専門家審査および評価を経て選定された対象者には、1 等級勲章である金塔産業勲章を含む、勲章・褒章および表彰などが「第 56 回発明の日記念式」で与えられる。

※第 56 回発明の日記念式：2021 年 5 月 17 日 (月曜) ～21 日 (金曜) の中で選定する予定

一方、「今年の発明王」は新製品・新技術を開発し、国家競争力の向上に大きく寄与した最優秀発明者の 1 人に授与される賞であり、賞金 3,000 万ウォンとトロフィーなどが与えられる。

「今年の発明王」は、発明の日の有功者褒賞と重複申し込みおよび受賞することができ、政府部処、広域地方自治体、研究機関、大学、企業体、学会、協会および地方の知識財産センターなどの長が候補を推薦することができる。

「第 56 回発明の日記念式」の褒賞および「今年の発明王」の申し込みは、韓国発明振興会のウェブサイト (www.kipa.org) で行うことができる。

「第 56 回発明の日記念式」の褒賞申し込みおよび記念式に関する詳細については、韓国発明振興会の発明振興室（+82-2-3459-2792、2950、2754）に問い合わせるか、ウェブサイト（www.kipa.org）を参考にすれば良い。

2-3 特許審判院、証拠調査を強化して権利別の審判基準を細分化

韓国特許庁（2021. 1. 6.）

審判便覧の改訂版（第 13 版）を発刊、審判品質の向上を期待

特許審判院は証拠調査実務の強化、最新の主要判例、権利別の審判基準を細分化した内容を反映し、「2021 審判便覧第 13 版」を改正発刊したと発表した。

審判便覧は、特許審判院の特許・商標・デザイン審判官と代理人、国民に審判実務、審判手続きの進行と処理基準を示す業務マニュアルであり、ガイドである。

今回の審判便覧は、1978 年に発刊した第 1 版の以降、13 回目の改訂版であり、2017 年 3 月（第 12 版）以降の法令・行政規則などの改訂事項と審判官が審判実務において留意すべき最新の主要判例などを追加した。

特に今回の改訂版は、証拠調査の運営方法、商標認知度のアンケート調査に関する指針、オンライン証拠書類の採択方法など、具体的な手続きおよび処理方法を詳細に収録し、審判官がそれに基づいて事件を深く把握するとともに、忠実に審理できることに重点を置いている。

また、当事者間の紛争である権利範囲の確認審判、無効審判審理で審判官や代理人などが権利別（特許・実用新案、デザイン、商標）判例と審判基準などを簡単に調べて把握できるように細分化した。

その他にも、特許法院で無効事件が進行中である際に、特許審判院に訂正審判が請求されると、速やかに審理し、その結果を法院が参照できるように迅速審判の対象を拡大するなど、これまでの審判訓令・例規などの改正事項を反映した。

審判便覧改訂版の電子書籍は、特許審判院のウェブサイト（www.kipo.go.kr/ipt）からダウンロードすることができる。

特許審判院長は、「特許審判は判断の一貫性と正確性を維持するために、法・制度・システムが裏付けられなければならない」とし、「改訂された審判便覧は、審判基準の一貫性を向上させる手段の一環であり、今後、審判品質の向上に向けて制度改善などに最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-4 特許庁、問題解決が必要な企業と国民のアイデアとの連携に成功

韓国特許庁 (2021. 1. 7.)

「第3回イノベーションのアイデア公募展」でアイデアの取引が12件成立

韓国特許庁は国民と企業間のアイデア取引を支援するために、「第3回イノベーションのアイデア公募展 (2020年10月26日～11月27日)」を実施した結果、472件の国民のアイデアが受け付けられ、計12件のアイデアを企業と取引したと発表した。

これは、それぞれ7件と5件のアイデア取引が成立した、1回目と2回目のイノベーションのアイデア公募展に比べて、著しく増えた件数である。

今回の公募展では、製品・サービスの改善や新製品・新事業の企画などに関する企業の苦情を国民のアイデアで解決するという趣旨で企画され、参加企業の中で唯一の公共企業である、韓国電力公社 (電柱のイメージ改善に関するアイデア) の課題に最も多くのアイデアが提案された。

株式会社大象の課題 (簡便食品に関するアイデア) も新型コロナウイルスの拡散により、家庭で過ごす時間が増えたため、大衆から高い注目を集めた。

その結果、両社いずれも、それぞれ3件のアイデアを購入することにし、アイデア提案者との協議を経て、アイデア取引契約を締結した。

それ以外に、毎日放送 (顧客参加と関心度を高めるためのニュースコンテンツのアイデア)、i-Scream edu (非対面教育環境の効果を高められるアイデア)、LG CNS (人工知能英会話学習サービスである AI チューターモバイルアプリを改善するアイデア)、EV edu (オンライン教育サービスにおける受講生と講師の参加度を改善するアイデア)、Hurum (健康・衛生関連の新製品および利用性を改善するアイデア) も今回の公募展を通じて提案されたアイデアの取引契約を完了した。

公募展に提案されたアイデアについては、別途審査を経て4件の受賞作を選定した。最優秀賞の特許庁長賞は、「EV edu」の企業課題にアイデアを提案し、今回の公募展で最高価格の取引をした、キム・ウンヨン氏が受賞した。

購入企業の「EV edu」のイ・ホンジュ代表は、「新型コロナウイルスのため苦労している時期に、既存のプラットフォームが持つ問題点を補完できる合理的なアイデアが提供され、購入することにした」とし、「誰かの斬新なアイデアは、誰かにとって貴重な資産になる」とコメントした。

優秀賞である韓国発明振興会長賞にはファン・スンジン氏、キム・ドフン氏の他2名、ノ・ヨンス氏が選ばれた。

特許庁の産業財産政策局長は、「国民のアイデアで企業の問題を解決し、さらには企業の技術におけるイノベーション成長に役立つように、自由なアイデアの取引が行われる環境づくりに積極的に取り組むつもりである」と述べた。

一方、特許庁は2月の「アイデアプラットフォーム (IDEASTORE EAST)」の開通に先立ち、プラットフォームへの参加企業およびプラットフォームによる国民のアイデア公募が必要な企業の課題を事前に募集している。

詳細については、国家知識財産取引プラットフォーム (www.ipmarket.or.kr) で確認することができ、韓国発明振興会知的財産取引所 (+82-2-3459-2809、2728) に問い合わせをして、詳細な案内を聞くことができる。

2-5 特許庁、2021年「訪問型発明体験教室」の参加機関を募集

韓国特許庁 (2021. 1. 8.)

島嶼・僻地・離島の青少年に直接訪問する、
「発明体験教室」の受付を開始 (1月8日～2月19日)

韓国特許庁は、2021年の「訪問型発明体験教室」に参加する機関を、1月8日 (金曜) から2月19日 (金曜) まで、インターネットで募集する。

「訪問型発明体験教室」は、これまで発明教育が受けられなかった青少年に、発明教育の専門講師が現場に直接訪問して体験型の発明教育を提供する教育プログラムである。島嶼・僻地や農漁村の学校、地域児童センター、保育園など、機関単位で参加することができる。

参加機関に選定されれば、詳細スケジュール、教育内容などを協議した後、教科連携型、放課後教育型、発明キャンプ型など多様な形態の教育課程で年末まで運営される。特に、拡張現実・仮想現実の中の発明、未来ロボットの想像および発明、アルドゥイーノと木工で発明と親しくなる授業のような、普段経験できない体験・実習型の発明教育を中心に提供される。

※アルドゥイーノ：さまざまなセンサや部品を装着することができ、入出力・中央処理装置が含まれている基板

一方、新型コロナウイルスの長期化により、訪問教育が難しい場合には体験物品を発送した後、オンラインで授業を行う非対面方式も並行する予定である。

2020年は新型コロナウイルスで教育が円滑に行われなかったにもかかわらず、全国から島嶼・僻地の学校および地域児童センターなど567の機関が参加し、1万3,062人の学生が訪問型発明体験教室を修了した。島嶼・僻地の学校が多い全羅南道(72回)、慶尚南道(69回)、慶尚北道(55回)地域が積極的に参加し、参加学生の93.4%が満足するくらい、学生の満足度も高かった。

2020年の教育に参加した慶尚南道河東郡の花開小学校4年生の学生は、「発明は難しく私とは関係ないと思っていたが、日常の些細なことに関心を持つだけで、数多くの発明ができることを学び、自分の手で何かを作ることができて楽しかった」と参加した感想を話した。

特許庁の産業財産政策局長は、「教育格差の解消が何よりも重要であり、発明教育も疎外される地域を無くして、子供の皆が平等に教育を受けなければならない」とし、「これからも特許庁は、訪問型発明体験教室を通して、将来にトーマス・エジソン、マーク・ザッカーバーグのような発明者になりたい子供たちに訪れて、そのような夢を育てることができるよう積極的に支援したい」と述べた。

「訪問型発明体験教室」への参加を希望する機関は、2月19日までに参加申込書を作成し、電子メール(goedu@kipa.org)に提出すれば良い。詳細は、発明教育ポータルサイト(www.ip-edu.net)で確認することができ、その他のお問い合わせは、韓国発明振興会の創意発明教育研究室(+82-2-3459-2954)にお問い合わせすることができる。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 「非典型商標（立体・音・色彩など）の商標審査基準を改正

韓国特許庁（2021.1.5.）

新しいタイプの商標に対する審査の正確性向上および出願人の便宜向上を期待

韓国特許庁は、トレードドレス（※）を企業の商標で出願して登録を受ける事例が増えており、立体・音・色彩商標のような非典型商標に対する審査の正確性を向上し、出願人の便宜を図るために商標審査基準を改正（2021年1月1日）すると発表した。

※トレードドレス（trade dress）：他の商品やサービスと区別できるようにする商品全体のイメージと総合的な外観のこと。商品の大きさ、形状、色彩や色彩の組み合わせ、触感、図形、デザインなどが含まれる。

「非典型商標における出願・登録現況」

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年11月
出願	135件	96件	174件	101件	198件	142件
登録	59件	102件	35件	101件	63件	105件

商標審査基準改正の主要内容は次のとおりである。

第一に、最近、建物の内・外観のように製品販売やサービスを提供する営業所の全体的な空間が広く使われて特定の人々の商標として認識される場合があり、それを登録商標で保護するための詳細基準を確立した。

そして、出願人が出願の願書に建物の内・外観を実線（保護を受けようとする部分）と点線（保護から除外される部分、実際の商標使用により変更可能）で表現できるようにした。

それと共に、「商標法施行規則」を改正（2021年2月1日施行）、立体商標と位置商標における最小限の図面提出件数の制限を緩和（既存の2～5枚から1～5枚に改善）し、1つ

の図面だけでも立体商標および位置商標の特徴を表現できれば出願できるようにし、出願人の便宜を図れると予想される。

「建物内・外観における海外商標登録事例（アップルストア）」

<p>米国（登録） （登録番号：4,277,914）</p>	<p>ソウル江南区所在のアップルストア鳥観図 （出所：アップルストアのウェブサイト）</p>
	

第二に、位置商標の範囲を既存の大法院判例を通じて認められた「商品の特定位置に使用され、識別力を取得した形状・図形」から「特定位置に使用され、識別力を取得した色彩」まで拡大し、商品の特定位置に使用された完成品の出所表示機能を獲得していれば、色彩も位置商標として保護されるよう制度を補完した。

「特定位置に使われた色彩の海外商標登録事例」

<p>欧州（登録） （登録番号：1,027,747）</p>	<p>米国（登録） （出所：3,361,597）</p>
	

また、出願人がさまざまな色彩表現ができるように表現方式を拡大（※）し、音の商標に対する識別力取得に関する事項などを改善した。

※（現行）Pantone→（改正）Pantone、Hex、RAL、RGB、CMYK、KS A 0062 など

最後に、非典型商標の機能性に対する審査を強化し、特許で保護されるべき機能的な立体的形状などが商標として登録されないように審査基準を強化した。

機能性は、商品や商品の包装機能を確保するために必ず必要な特性であり、機能性のある立体的形状、色彩、音やにおいのみで構成された商標が登録される場合、特許権の存続期間である20年を超えて、半永久的に商標権に保護されるため、公正な競争が阻害される可能性があり、それを防止するためである。

特許庁は、機能性の判断要素として、当該の出願商標に対する（1）特許・実用新案が存在するか、（2）当該製品の機能に対する広告があるか、（3）該当製品に対する代替形状が存在するか、（4）代替形状などを製造する際の容易性および経済性などを総合考慮して判断できるように基準を改正した。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今回の審査基準の改正により、非典型商標審査基準が先進国と調和を図り、出願人の便宜も向上させ、商品競争力の重要な要素として浮上している、トレードドレスに対する保護が強化される効果を期待できる」とコメントした。

「添付」非典型商標審査基準改正事項（要約）

□ 改正背景

* 特許で保護されるべき要素が商標権によって無期限保護されないよう、非典型商標に対する機能性審査を強化

* トレードドレスが商品競争力の重要な要素として作用するようになり、非典型商標に対する保護範囲を拡大し、識別力などの判断基準の先進国との調和を図る。

□ 主要改正内容

*（機能性）機能性を判断する要素（※）を中心に、各要素別の原理、適用手続き、注意事項などを新設

→ 判断手続きを情報取得方法、注意事項、決定後のフォローアップ手続きなどを総合してフローチャートの形に明確化し、機能性が存在する可能性のある非典型商標を審査する際に機能性判断の遂行を義務化する。

※（1）特許・実用新案が存在するか、（2）機能に対する広告があるか、（3）代替形状が存在するか、（4）代替費用が安いか

*（立体商標）商品販売およびサービス提供の空間である建物の内・外観を立体商標として保護できると審査基準に明示し、保護範囲を拡大

*（位置商標）位置商標で出願された標章のうち、保護を受けようとする範囲（実線表示）が形状（立体）や模様（図形）ではない、色彩である場合も位置商標として認定

* (色彩商標) 色彩商標の使用による識別力取得審査は、消費者が色彩そのものを商品の出所表示で認識するかに重点をおいて判断

→ 色彩を選択する可能性および使用する色彩の名称を明確にするために、表現できる「商業的色彩コード」の種類を拡大

* (音商標) 音商標における識別力の判断は、TV・ラジオなどでの広告による、消費者の出所表示の認識程度に重点を置いて審査

4-2 ソフトウェア関連の商標出願する時に「用途」を記載しましょう

韓国特許庁 (2021.1.7.)

特許庁、2021年1月以降出願されるソフトウェアに関連する商標は「用途」を明確に記載しなければ、商標登録できなくなる

韓国特許庁は、2021年1月から出願されるソフトウェア関連の商標は、用途を明確に記載しなければ、商標登録ができなくなるよう審査基準を改正したと発表した。

ソフトウェアが、さまざまな商品やサービス産業の分野で活発に使われる取引環境、関連業界の意見、米国など外国の商標審査実務を反映し、ソフトウェアに関連する商標審査基準を改正した。

これまでは、商標出願人が「記録されたコンピューターソフトウェア」、「スマートフォン用のアプリケーションソフトウェア」など、ソフトウェアの名称を包括的に記載しても商標登録を許容し、商標権者に商標権効力範囲を「全ての用途に対するソフトウェア」として、広く認めていた。

しかし、現場では商標権者が、特定の用途に限定されたソフトウェアのみを使用する場合が一般的であり、用途が異なるソフトウェア関連の類似商標を登録しようとする競合会社の商標選択権を過度に制限するという問題点が指摘されていた。

特許庁は、これらの問題を解消するために、2021年から出願されるソフトウェア関連の商標は、「ゲーム用ソフトウェア」、「カーナビゲーション用ソフトウェア」など、用途を明確に記載した商品のみ商標登録できるように審査基準を改正した。

また、ソフトウェアと連携したサービスが活性化し、商品としてのソフトウェアに対する「商標」とサービス業種の「サービス標」が類似するかどうか両標章の「用途」を中心

に、具体的・個別的に審査し、需要者の商品やサービスの出所に関する混乱が発生しないように審査基準を改正した。

「ソフトウェア商品名称における登録可否の例示」

区分	登録できます	登録できません
商品名称	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティングシステムのソフトウェア ・ビデオゲームのソフトウェア ・作曲用のソフトウェア ・ナビゲーションのソフトウェア ・子供教育用のソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録されたコンピューターソフトウェア ・インターネットアクセス用のソフトウェア ・スマートフォン用のソフトウェア ・企業用のソフトウェア ・統合ソフトウェアパッケージ

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今回の審査基準改正は、デジタルトランスフォーメーション時代において、ソフトウェア産業界の実際の取引に適用できる合理的な商品の基準を確立することに寄与するとともに、市場に新たに参入しようとする競合会社がソフトウェアに関連する商標権を取得できるようになるきっかけになる」と述べた。

一方、2021年の類似商品審査基準の詳細については、特許庁のウェブサイト (www.kipo.go.kr>冊子/統計>法令と条約>訓令/例規/告示) で確認することができる。

その他一般

5-1 インプラントもデジタル時代！

韓国特許庁 (2021. 1. 11.)

デジタルインプラント分野の特許出願、ここ10年間で年平均12%増

新型コロナウイルスの影響によって非対面文化が拡散しており、全分野にわたってデジタルトランスフォーメーションが加速化している。歯科用のインプラント分野でも、人工知能や3Dプリンティングなど第四次産業技術を結合したデジタル化が加速しており、このような現象は、特許出願の動向でも確認することができる。

韓国特許庁によると、デジタルインプラント分野における特許出願件数は、2010年に41件、2019年に113件が出願され、年平均で12%増加したことが分かった。

デジタルインプラント分野における特許出願は、同期間の全体インプラント出願件数（2010年258件→2019年397件）の年平均増加率（5%）より、2倍以上の増加傾向を見せている。

「デジタルインプラント」

デジタルインプラントのプロセスは、口腔情報の取得、模擬手術・治療計画の策定、技工物のデザイン、手術ガイドの作成、3Dプリンティング（またはフライス加工）および手術段階に区分され、全段階でデジタル技術が使われている。

従来のアナログ方式のインプラント手術をデジタルに変換すると、印象採得の代わりに画像データを取得し、模型を配送する代わりにデータを転送するなど、患者が病院を訪問する回数や時間を大幅に短縮することができるようになる。デジタル方式は、アナログ方式よりも利便性、正確性などにおける利点が多い。

詳細技術別の出願動向を見ると（2010～2019）、口腔内スキャナ関連の出願が46.1%、シミュレーション・コンピュータデザイン関連の出願が33.8%、技工物加工関連の出願が20.1%を占めている。口腔内スキャナがデジタルインプラントをするための主要機器であると認識されており、それに対する出願が活発に行われていると分析される。

出願人の類型別で見ると（2010～2019）、中堅・中小企業が50.8%（430件）を出願して半分以上を占めており、個人が16.9%（143件）、大学・研究所が8.1%（69件）、外国人の出願が24.2%（205件）と調査された。

大体の医療機器と同様に、歯科用のデジタルインプラント分野も、多品種少量生産の特性を持っており、中堅・中小企業が特許出願を主導すると分析される。

歯科用のインプラントは、ここ3年連続で韓国国内の医療機器生産品目のうち1位を占め、輸出額の増加率も1位（33.9%）を占めるほどに成長した。

先端技術を結合したデジタルインプラントは、手術の利便性、正確性、少子高齢化、発展途上国の所得水準の向上などにより、継続的に需要が増加すると期待できる分野である。

特許庁の医療技術審査課長は、「歯科用のインプラント分野も特許出願動向を通じてデジタル時代への移行を見据えることができる」とし、「韓国国内市場で技術競争力を持つようになった韓国のインプラント企業は、時代の変化に合わせてデジタル技術が適用された知的財産権の確保に万全を期すべきである」と述べた。

5-2 「危機をチャンスに」2020年の特許・商標などにおける知的財産権の出願件数が史上最高を記録

韓国特許庁（2021.1.14.）

約55万7,000件で史上最高件数を記録、9.1%の増加率は2006年以降最高の数値
「デジタル経済、医療、医薬分野」、「中小企業」を中心に著しい上昇傾向

2020年には、新型コロナウイルスによる厳しい経済環境の中でも、知的財産権の出願件数が年間55万7,000件を超える史上最高値を記録した。

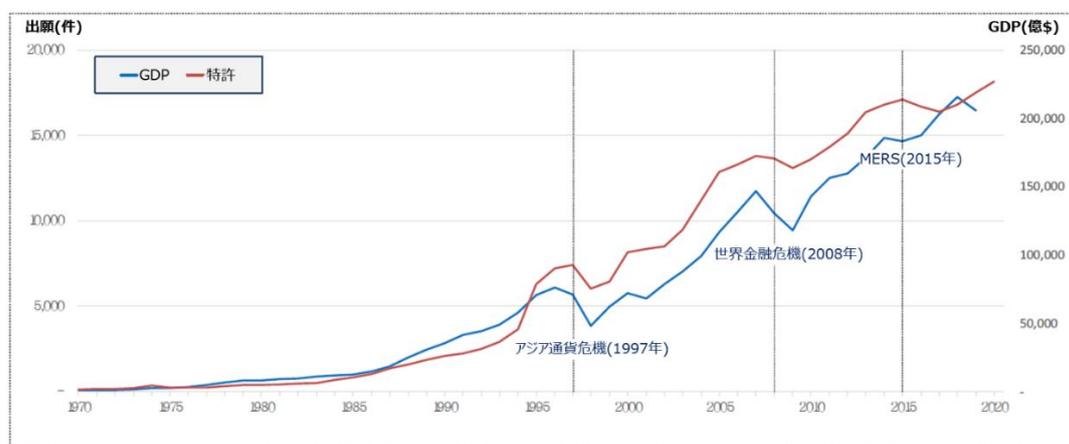
特に中小企業の出願が著しく増加し、産業別ではデジタル経済、医療、医薬分野の出願が大幅に上昇した。

1月13日、韓国特許庁によると、2020年の特許、商標、デザインにおける知的財産権の出願件数は、1年前より9.1%増加した総55万7,229件と集計された。

これは、2006年以降最も高い増加率であり、史上最高の出願件数である。そして、2020年12月には前年同月比19.1%に急騰した6万2,065件が出願され、月間出願件数の記録も更新した。

このような傾向について特許庁の関係者は、「過去の事例から分かるように、知的財産権の出願は、GDP成長率と直接連動されている。最近、新型コロナウイルスの拡散という厳しい状況の中でも、出願件数が急増しており、このような現象は韓国経済において前向きな兆しであると判断している」と意見を述べた。

「年度別におけるGDP-特許出願の相関関係グラフ」

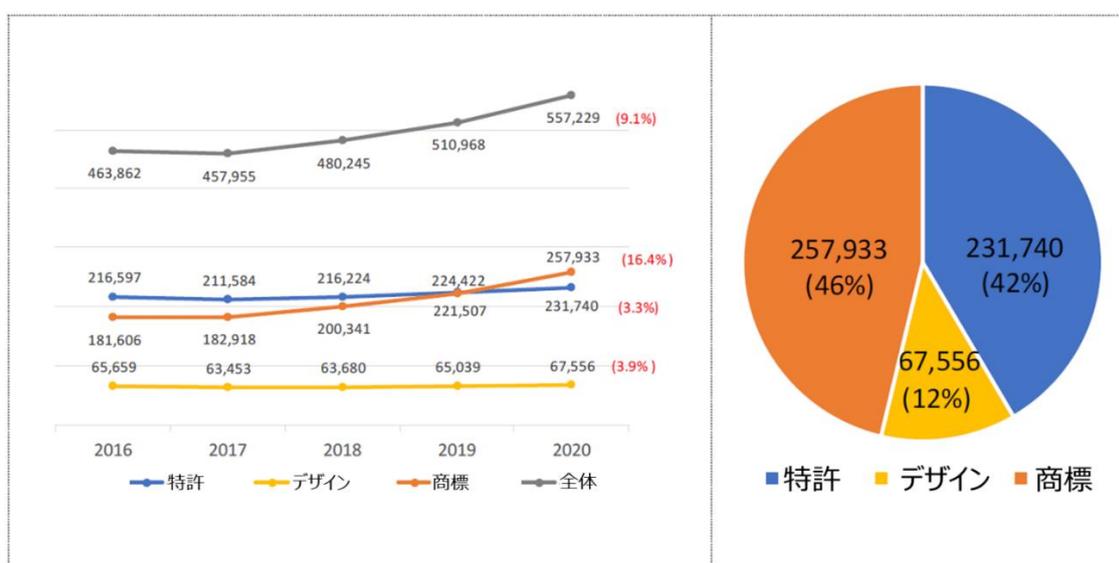


出願動向を権利別で見ると、商標 25 万 7,933 件 (16.4%増)、特許 (※) 23 万 1,740 件 (3.3%増)、デザイン 6 万 7,556 件 (3.9%増) の順で出願されたことが分かる。

※特許出願は、実用新案出願まで含む。以下同じ。

特に商標出願はここ 20 年間で最も高い増加率を記録し、1985 年以來 36 年ぶりに特許出願件数を追い抜き、ブランド価値に対する社会的な認識の拡散が反映されたものと解釈される。

「ここ 5 年間における権利別出願 (件)/増加率 (%)」「2020 年の権利別出願 (件)/割合 (%)」



出願人の類型別に見ると、中小企業、個人、大学・公共研究機関、大企業の順で出願件数が増加し、中小企業は特許、商標、デザイン出願で 17.8%の増加傾向を見せ、全体の知財権出願件数をリードした。中小企業が時代の変化に合わせて先行対応した結果として解釈される。

「出願人類型別の出願および増加率」

	中小企業	個人	大学・公共研	大企業	外国人	その他	計
2019 年	142,997	173,284	29,296	51,953	84,288	29,150	510,968
2020 年	168,456	195,407	30,777	53,981	79,016	29,592	557,229
(増減率)	(17.8%)	(12.8%)	(5.1%)	(3.9%)	(-6.3%)	(1.5%)	(%)

産業分野別の出願動向を見ると、新型コロナウイルスの対応と非対面技術分野で、相対的に高い出願増加率を示した。

特許の場合、電子商取引分野の出願（1万407件）が8.4%と最も高い増加率を見せ、デジタル経済の拡大によるオンライン取引市場の成長ぶり（※）を支えている。

※2020年10月基準の韓国国内におけるオンライン取引市場の規模は約13兆ウォンで、前年同期（11兆ウォン）に比べて18.5%増（出典：統計庁、オンラインショッピングの動向調査）

また、医療（9,983件、8.1%増）、医薬（4,380件、4.8%増）とバイオ（4,566件、2.7%増）分野における出願も増加し、医療と衛生分野に対する関心の高さが反映されている。

デザインにおいては、包装用品の出願が最も多く、家庭用保健衛生用品（3,903件）分野の出願は125.9%で、例を見ない増加率を記録した。

商標は、医療用機器（8,391件、42.7%）と医薬品の分類（1万4,530件、31.3%増）の出願が大幅に増加し、YouTubeなどによる個人放送の増加とともに放送通信業（7,998件、37.3%増）と電子・音響・映像機器の分類（2万6,865件、18%増）も高い増加率を記録した。

また、サービス業に関連する商標出願の増加率は12.6%であり、商品に関連する出願より高い数値を示しており、サービス産業中心の先進国型産業構造への再編が進められていると分析される。

※商標45分類の中で商品分類（1-34類）の出願は、8.9%（2019年17万2,467件→2020年18万7,880件）、サービス業分類（35-45類）の出願は、12.6%（2019年11万5,387件→2020年12万9,965件）に増加（※※）

※※多類商標を基準に、1出願多数の分類について重複を許容する

特許庁長は、「2020年に知的財産権の出願が増加したのは、果敢なR&D投資が反映されたものであり、これから新型コロナウイルスの危機をチャンスに変えられる原動力になると思っている」とし、「特許庁は、韓国企業が知的財産権を先に確保し、グローバル市場での競争力を持てるように、さまざまな支援施策を継続的に発掘・推進していく計画である」と述べた。

韓国企業の OLED 素材分野における特許出願が目立つ

韓国特許庁によると、ここ 5 年間 (2015~2019 年)、有機 EL (OLED) 素材分野の特許出願件数は、2015 年 533 件から 2019 年 651 件に年平均 5%で毎年着実に増加していることが分かった。

OLED 素材分野は、携帯電話、TV などに使われる最新のディスプレイである、OLED パネルの発光に関わる有機化合物素材であり、OLED に使われる素材は発光層、共通層用の素材に分けられ、発光層用はホスト (host) とドーパント (dopant) 物質で構成されている。これらの素材が電極の間に積層されて OLED パネルを構成している。

出願人の類型別で見ると、ここ 5 年間 (2015~2019 年)、韓国企業が 79%、外資系企業が 16.2%で、韓国企業が OLED 素材分野の特許出願を主導していることが分かった。

韓国企業のここ 5 年間における出願件数を見ると、LG 系列会社が 939 件で最も多い特許を出願したことが分かった。その次に、サムスン系列会社 442 件、DS Neolux245 件、斗山 (Doosan) 203 件の順であった。

特に、OLED 市場への進出が相対的に低迷だったドーパント (※) に関連する出願もここ 3 年間、韓国企業 110 件、外資系企業 22 件で外資系企業より 5 倍多く出願しており、韓国企業が出願を主導している。今後ドーパント市場でも韓国企業が活躍すると期待している。

※ドーパント：OLED の主要素材であり、発光層内の色を実現する発光物質実装する発光物質

特許庁の高分子繊維審査課長は、「今後、OLED の需要が増加することで、それに関する材料市場も急速に成長すると予想されており、韓国企業は OLED 素材市場をリードするために継続的な研究開発と特許権の確保が求められている」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム